

ふくしま復興県民債 Q & A

平成25年3月29日 福島県総務部財政課

Q 1 今回の発行からの変更点を教えてください。

A 1 発行総額、1人(1法人)あたりの購入限度額、償還年限など、昨年から大きく変更になるところはございません。

なお、今回のお申込み期間は、5月17日(金)から5月27日(月)までです。また、利率は5月16日(木)の午後に決定する予定です。

Q 2 具体的な購入方法を教えてください。

A 2 ふくしま復興県民債は、取扱金融機関の窓口で直接購入することができます。

お申し込みは、募集開始日の平成25年5月17日(金)から5月27日(月)までの間、取扱金融機関の本店及び各支店で受け付けます。(申込額が各金融機関の取扱額に達した時点で終了させていただきます。)

購入額は10万円から10万円単位で、1人(1法人)あたり2,000万円までです。多くの方にご購入いただけるように1人あたりの購入限度額を設けています。

※ 複数の金融機関からご購入いただくことは可能ですが、この場合も1人(1法人)あたりの上限は合計で2,000万円までとさせていただきます。

ご購入についての詳しい内容は、県庁(県民ホール・各地方振興局・財政課)及び取扱金融機関等にある県民債のチラシをご覧ください。チラシは4月初旬から取扱金融機関等に備え付けてあります。なお、ご不明の点があれば、県庁財政課または取扱金融機関の本店・各支店にお問い合わせください。

Q 3 利率はいつ決定しますか？

A 3 平成25年5月16日(木)の午後に決定予定です。

決定次第、県のホームページや取扱金融機関の窓口でお知らせします。

Q 4 ふくしま復興県民債とは、どのようなものですか？

A 4 国が国債を発行するのと同じように、県や市町村などは「会計年度を超えて借り入れ」を行う場合、地方債を発行することができます。建物や道路など、効果があとの年度に及ぶような事業を行う際の財源として認められている制度です。

従来から財政投融资資金などの政府資金や銀行等から必要なお金を借り入れていますが、調達方法の一つとして、県民の皆様から直接お寄せいただく形の地方債があります。

こうしたれでも購入できる、公（おおやけ）に募集する地方債を「公募債」といいます。これまで（平成22年度まで）本県では、「うつくしま県民債」の名称で県民向けの公募債を発行してしてきました。

平成23年度は、東日本大震災の影響により発行を中止しましたが、震災からの復興に向けた新たな県づくりに、県民の皆さんに参画していただくため、平成24年5月から名称を「ふくしま復興県民債」とあらためて発行しており、今回が第2回目となります。

Q5 購入対象者は？

A5 「ふくしま復興県民債」は、県民の皆さんに本県の様々な事業や財政状況などにご理解とご協力をいただき、県民債の購入を通して、震災からの復興に向けた新たな県づくりに参画していただくことを目的としています。

このため、

- 県内に在住、在勤または本県出身の個人
（原則、ご本人が取扱金融機関の窓口に来店できる方）
- 県内に営業拠点がある法人・団体など
を対象者としています。

Q6 どのような事業を対象にしているのですか？

A6 県民の皆さんに、県民債の購入を通して震災からの復興に向けた本県の取り組みに参画いただけるような事業を対象にしたいと考えており、被災した中小企業の支援や県立学校の耐震化の促進などの事業を対象としています。

Q7 発行額はいくらですか？

A7 発行総額は40億円です。

なお、以下のとおり取扱金融機関ごとに販売枠を設けて募集しています。

(単位 億円)

取扱金融機関	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	各信用金庫
販売枠	24	4	4	各1

- ※ 各信用金庫：会津信用金庫、郡山信用金庫、白河信用金庫、須賀川信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、二本松信用金庫、福島信用金庫

Q 8 償還までの期間は何年ですか？

A 8 期間は5年で、満期一括償還となります。

Q 9 ふくしま復興県民債は安全ですか？

A 9 債券一般の共通リスクとして、発行体である福島県の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

ただし、県債の借入れは、国への協議制であり、発行額、発行方法、償還期間など、あらかじめ国に協議をした上で計画的な借り入れを行っています。さらに協議に基づいた県債については、国においてあらかじめ償還の計画を確認した上で地方交付税等の措置がなされております。

仮に、財政状況が悪化した場合でも、地方公共団体財政健全化法により、財政の早期健全化や再生が図られるため、安全性は高いといえます。

Q 10 利子の受け取りはどうなりますか？

A 10 利子は確定利率により、額面金額に応じ年2回、5月・11月に支払われます。支払いは金融機関の口座をご利用になれば、購入された方名義の指定口座への振り込みで受け取ることができます。

Q 11 利子は課税されますか？

A 11 マル優、特別マル優制度をご利用になる方以外は、受け取る利子に利子所得として、20.315%（所得税15.315%＋地方税5%）が課税されます。

Q 12 満期前に換金することは可能ですか？

A 12 ふくしま復興県民債（債券）は市場で売買される商品ですので、満期前でも購入された金融機関等で売却し、換金することができます。（※利払い日や償還日の直前には売却できない場合がありますので、ご注意ください。）

ただし、中途換金の場合、市場では日々価格が変動しておりますので、購入時の価格と売却時の価格が異なり売却損が出る場合があります。

満期までお待ちいただければ額面どおりの金額が受け取れます。

Q13 購入時に必要な書類等は何ですか？

A13 購入手続きをされる支店の普通預金通帳（お持ちでない方は本人確認のための免許証や健康保険証などの身分証明書※1が必要です）、手続きを行う印鑑（既に口座をお持ちの方はその印鑑）、債券お預かり通帳（東邦銀行や一部の信用金庫※2にお申し込みをする場合で、既にお持ちの方）などが必要になります。なお、マル優制度等を利用する場合には別途必要となる書類がありますので、事前に取扱金融機関にお問い合わせください。
また、法人・団体の場合は、商業登記簿謄本が必要になります。

※1 金融機関によっては、普通預金通帳をお持ちの場合でも本人確認のため、身分証明書が必要な場合があります。

※2 債券お預かり通帳が必要な信用金庫：

会津信用金庫、白河信用金庫、あぶくま信用金庫、二本松信用金庫、福島信用金庫

Q14 購入時にはどのような手続きが必要ですか？

A14 取扱金融機関での申込みと代金の支払いが必要となります。

また、取扱金融機関と初めて債券の取引をする場合は口座開設等の手続きが必要となります。

Q15 代金の支払いは現金ですか？

A15 お申し込み時には購入代金が必要ですが、現金ばかりでなく、お持ちの取扱金融機関預金口座からの払い戻しによる支払いも可能です。

Q16 手数料は必要ですか？

A16 ご購入の際は、購入対価のみお支払いいただきます。売買手数料や口座管理手数料はいただきません。

Q17 クーリングオフは適用されますか？

A17 ふくしま復興県民債の購入・換金につきましては、クーリングオフの対象にはなりません。

Q18 預金保険制度は適用されますか？

A18 ふくしま復興県民債は預金ではないため、預金保険制度の対象ではありません。

Q19 一般債振替制度とは、どのような制度ですか？

A19 一般債振替制度とは、地方債、社債などの権利移転を完全ペーパーレスにより行う決済制度です。このため、債券（券面）の発行はなく、紛失や偽造の問題がなくなります。ふくしま復興県民債は、振替債で発行します。

Q20 「マル優制度」、「特別マル優制度」の適用は？

A20 マル優・特別マル優制度の対象者は、お体の不自由な方等一定の要件を満たしている方のみとなっています。

なお、平成20年1月6日以降、マル優制度及び特別マル優制度の税優遇制度は、振替債のみに適用されます。

【お問い合わせ先】

○ ふくしま復興県民債全般については
福島県総務部財政課（電話：024-521-7029）

○ ご購入についての詳しいお問い合わせは
<取扱金融機関の本店・各支店> 受付時間 平日9:00~17:00

取扱金融機関名	電話	登録番号	加入協会	
登録金融機関	東邦銀行	0120-14-8656	東北財務局長(登金)第7号	日本証券業協会
	福島銀行	0120-371422	東北財務局長(登金)第18号	日本証券業協会
	大東銀行	024-925-1111	東北財務局長(登金)第17号	日本証券業協会
	会津信用金庫	0242-22-7553	東北財務局長(登金)第20号	なし
	郡山信用金庫	024-932-2228	東北財務局長(登金)第31号	なし
	白河信用金庫	0248-23-4517	東北財務局長(登金)第36号	なし
	須賀川信用金庫	0248-75-3319	東北財務局長(登金)第38号	なし
	ひまわり信用金庫	0246-23-8500	東北財務局長(登金)第49号	なし
	あぶくま信用金庫	0244-23-5132	東北財務局長(登金)第24号	なし
	二本松信用金庫	0243-23-3660	東北財務局長(登金)第46号	なし
福島信用金庫	024-523-3568	東北財務局長(登金)第50号	なし	

※ 購入前に必ず各金融機関の「契約締結前交付書面」をお読みください。